

停電時に備えた社会福祉施設等の対応について

道では、入所・居住系の社会福祉施設等における停電等の緊急時に備えた取り組みを支援するため、昨年11月27日（火）の未明から30日（金）までの4日間、胆振総合振興局管内の停電となった社会福祉施設等を対象に実施したアンケート調査結果（以下「胆振調査結果」という。）や全道の社会福祉施設等を対象に実施した停電対応に関するアンケート調査結果（以下「全道調査結果」という。）などを踏まえ、本道の特性を考慮した緊急時の対応として取りまとめました。

I 緊急時に備えた体制の構築

1 指揮命令系統・役割分担の明確化

【現状・課題】

緊急時は、的確な判断や迅速な対応が求められます。そのため、法人や施設内の指揮命令系統をあらかじめ明確にし、理事長や施設長、各職員が緊急時にどのような役割を担うのか、担当すべき者が不在の場合は誰が代理するのか、平常時から検討し、それぞれが理解しておくことが重要です。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

- ◇ **改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】**
 - ✚ 法人内の指揮命令系統を確立する
 - ✚ 緊急時における職員の役割分担を明確にする
 - ✚ 職員出勤不能時の対応策を決める

【対応策】

- 緊急時の指揮命令系統や役割分担（担当業務内容）を明確にし、担当職員や代理者をあらかじめ決めておきましょう。

役割分担表（例示）

担 当	業 務 内 容	担 当 者
総括責任者	・緊急対応についての指揮ほか全般	・担当：施設長等 ・代理者①、代理者② ※万が一に備え代行者を決めておく
情報収集・連絡担当	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・避難状況のとりまとめ	・担当：〇〇（代理①、代理②）
救護班	・ライフライン停止に伴うケアの代替対応 ・医療機器使用者等の病院移送	・班長：〇〇（代理①、代理②） ・担当：〇〇
安全対策班	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引き渡し	・班長：〇〇（代理①、代理②） ・担当：〇〇
物資班	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給	・班長：〇〇（代理①、代理②） ・担当：〇〇

【山口県「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」を参考】

2 連絡体制の整備

【現状・課題】

緊急時は、通信手段が麻痺し、職員と電話連絡等がとれなくなることが想定されます。

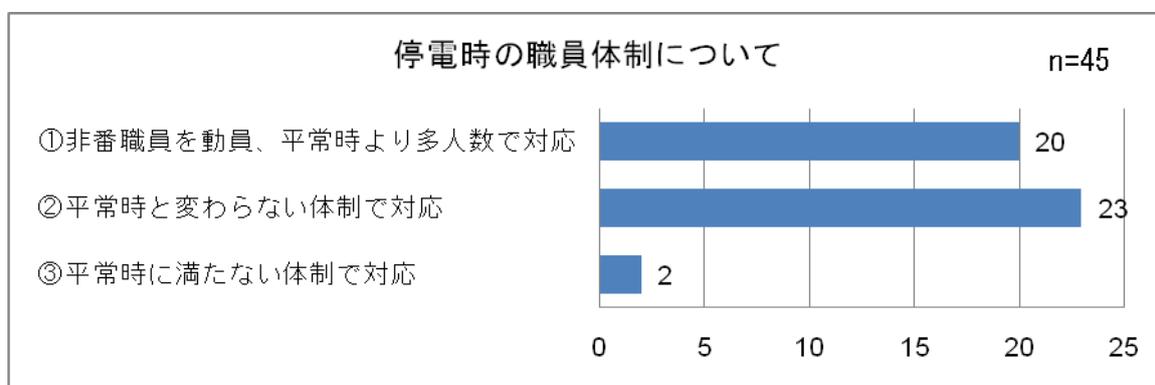
また、停電に伴いライフラインが停止した場合には、その状況下において、利用者の安全を守り、ケアを継続するため、平常時より職員数を増員して対応することも求められます。

胆振管内で、平成24年11月27日（火）～30日（金）までの間に発生した停電の際には、調査に回答した45施設中20施設（40%）が、停電時には「非番職員を動員し、平常時より多人数で対応とした」と回答しています。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【図1】

【胆振調査結果】



◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ 災害内容別に職員の連絡網を整備する
- ✚ 情報交換の手段を確保する
- ✚ 近くに住む職員には職種を問わず応援に駆けつけられる体制にする
- ✚ 災害時は、職員確保が難しいため、人員確保や応援体制を明確にする
- ✚ 各関係機関と連絡がとれなかったため、非常時に備え携帯電話番号等連絡先を把握する

【対応策】

- 緊急時の連絡網を整備しておきましょう。
- 緊急時は、通信が麻痺し、電話が使用できない場合もあるため、固定電話、携帯電話、電子メールなど、複数の連絡手段を確保しておきましょう。
- 通信手段が途絶えた場合であっても、緊急時に職員を動員できる方法（自発的な出勤の基準）をあらかじめ決めておきましょう。

II 緊急時に備えた対応・備蓄

1 ライフラインの停止に備えた対応

【現状・課題】

停電が発生した場合、照明はもちろんのこと、暖房、ガス、水道、電話、施設設備（エレベーター、ナースコール、電磁調理器等）等が使えなくなることが想定されます。

胆振調査結果では、45 施設中、暖房は 43 施設（96%）、照明は 42 施設（93%）、電話は 34 施設（76%）、水道は 9 施設（25%）で、使用ができませんでした。ガスについては、使用できない施設は 1 施設のみでしたが、電磁調理器等の使用により、元々ガス設備を有さない施設が多数あり、停電により食事の提供に支障を来す施設もあることがわかりました。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【表2】停電時のライフライン等の使用状況、また、使用不能時の主な対応内容
【胆振調査結果】（回答：45 施設）

ライフライン等の種別	①使用可能	②使用不能	使用不能時の主な対応
照明※	3	42	・ランタン、懐中電灯、ロウソクを使用
暖房※	2	43	・ポータブルストーブを使用 ・厚着、毛布、湯たんぽ、カイロ等で対応 ・早めの臥床
水道	36	9	・備蓄飲料水の使用 ・市や他施設から飲料水の提供を受けた ・生活用水は浴槽等の溜め水を活用
ガス※	21	1	・調理は卓上コンロで行った
電話	11	34	・携帯電話、公衆電話を使用 ・非常用電話を使用

※ 照明や暖房の使用が可能だった施設は、自家発電装置の稼働によるもの。

※ ガスの項目については、電磁調理器等の使用により、ガス設備を持たない施設が回答していない。

(1) 暖房及び照明

【現状・課題】

停電になった場合、照明の他、殆どの施設で暖房が使えなくなることが胆振調査結果からわかりました（表2）。そのため、ライフラインが使用不能となった際に、最も対応に苦慮した事項として、暖房や夜間の照明の確保が意見として最も多く上げられています。

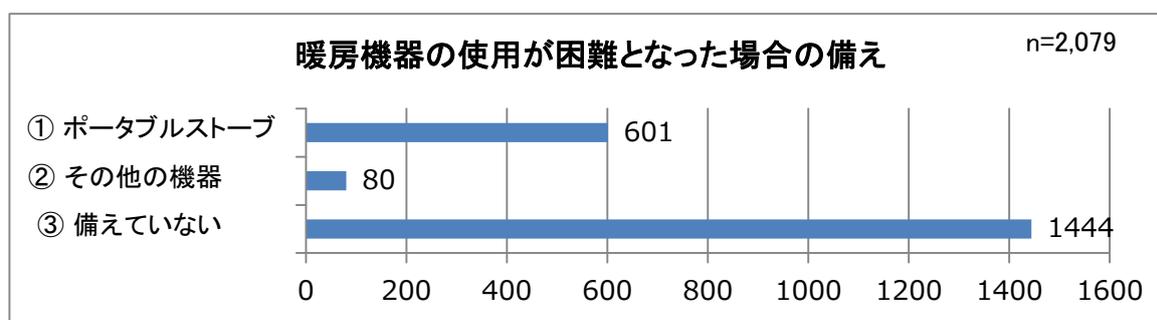
暖房機器の使用が困難となった場合の備えについて、全道調査結果では、2,079 施設中 681 施設(33%)でポータブルストーブやその他の機器により採暖が可能ながわかりましたが、1,444 施設(69%)には備えがないという課題も浮き彫りになりました。

暖房が使用できない場合は、厳冬期の北海道において、利用者の健康状態を悪化させる大きな要因となり、また、照明が使用できない場合は、夜間のサービスやケアの提供に支障を来すことが懸念されます。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【図2】

【全道調査結果】



◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ ランタン・懐中電灯や防寒着・毛布を確保する
- ✚ 介助時に両手を使用できる電灯を用意する
- ✚ 廊下へ反射板を設置する
- ✚ 暖房機器（ポータブルストーブ等）を追加購入し、燃料を確保する
- ✚ 乾電池が品切れで遠方まで買いに行ったため、多めに準備する
- ✚ スプリンクラー用の自家発電装置を非常時に施設電源に使用できるよう配電を整える
- ✚ 暖房を稼働させるための大型の自家発電装置を設置する
- ✚ オール電化の施設のため、停電で全てのライフライン等が使用できなかったため、電気を使用しない備品等を用意する

【対応策】

- 採暖の方法については、施設の規模や種別等の実態に即した対応を検討しましょう。
- 明かりや暖をとるための方法や必要な物品を確認し、備蓄しておきましょう。

(2) 水道

【現状・課題】

朝起きてから夜寝るまで、私たちはあらゆる場面で水を利用しています。飲料水はもちろん、炊事やトイレに至るまで水が欠かせません。

停電時の水の確保は、建物の給水方式によって異なります。貯水槽に揚水ポンプで水を汲み上げている場合や上水道の加圧に電動ポンプを利用している場合等は、停電時は水が使用できなくなります。

また、水中ポンプが設置してある浄化槽は、停電時は水中ポンプが停止するため、その状態が長時間続くと浄化槽が満水になる可能性もありますので、節水を心がけるとともに、満水になった場合の対応策が必要になります。

このように、自身の施設がどのような給水方式なのか事前に把握しておかなければなりません。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

◇ ライフラインが使用不能となった際に、最も対応に苦慮したこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ 食事や水の提供に苦慮したこと
- ✚ 水道は使用できたが、浄化槽が使用できず、バキュームカーで汚水を汲み上げたこと

◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ 飲料水を確保する
- ✚ 水が使用できないことにより、調理ができないため、非常食を備蓄する
- ✚ 飲料水用タンクを確保する
- ✚ 断水時の水の汲み置き用に、ポリ容器を購入する
- ✚ トイレ対策のため、風呂に水を溜めておく
- ✚ 緊急用の発電機により、給水ボイラーを作動させることを検討する

【対応策】

- 水を備蓄する際には、飲料水と生活用水に分けて確保しましょう。
- 飲料水は、1人1日につき3リットル以上を目安に備蓄しましょう。
- 水の汲み置き用の容器（ポリタンク、バケツ、ポリ容器等）を準備しておきましょう。
- 生活用水（炊事、洗濯、トイレ、風呂等）の確保方法について、検討しておきましょう。
- 食器等を洗うことができない場合に備え、使い捨て食器及びラップやアルミホイル等を食器にかぶせて使用し、節水する等の方法を検討しておくことも有効です。

(3) ガス

【現状・課題】

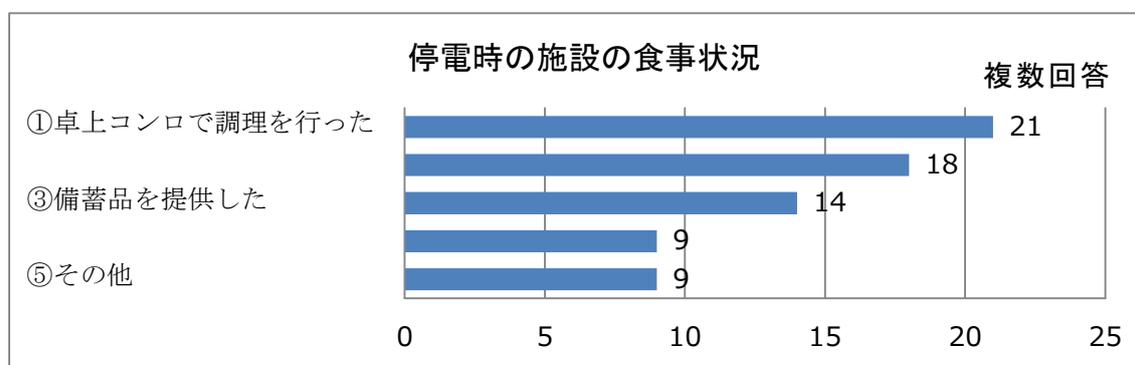
ガスの供給が止まった場合、食事の提供ができなくなることが想定されます。食事は、必要な栄養を確保するために不可欠なものであり、緊急時であっても食事の提供ができるよう平常時から準備をしておく必要があります。

胆振調査結果では、停電の際、給食を通常どおり提供できたのは、45 施設中 18 施設（40%）でした。その他の施設では、卓上コンロで調理を行った（21 施設 46.7%）、備蓄品を提供した（14 施設 31.1%）などの対応により、食事を提供していました。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【図 3】

【胆振調査結果】



⑤その他の内容：給食事業者からの提供（2）、隣接する病院からの提供（1）、避難所での提供（2）市の炊き出しからの提供（1）、メニューを変更して提供（3）

◇ ライフラインが使用不能となった際に、最も対応に苦慮したこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ 食事の提供に苦慮したこと
- ✚ 卓上コンロを使って調理したが時間がかかったこと

◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ オール電化のため、卓上コンロやガスボンベを準備する
- ✚ カセットコンロのガスボンベの消耗が早いため、多目に備蓄する

【対応策】

- 厨房が使用できない場合の給食の提供方法を決めておきましょう。
- カセットコンロやカセットコンロ用ガスボンベを備蓄しておきましょう（プロパンガスやそれに対応する機器を備蓄すれば大量調理も可能）。

※ ガスで暖をとっている施設は、（1）暖房及び照明を参照

(4) 電話

【現状・課題】

停電の際、固定電話は、商用電源を使用しない電話機などを利用してアナログ電話を利用している場合を除き、基本的に利用ができなくなります。

また、緊急時には、被災地への音声通話の集中等により通信回線が大変混雑し、電話がつながりにくい状態（輻輳）になります。輻輳は、通信ネットワークの処理能力を超えた音声通話が一時的に集中することにより発生します。

電話が使用できないと、外部との連絡がとれなくなり、必要な情報が入手できなくなります。胆振調査結果では、45 施設中 34 施設（76%）が電話の使用ができませんでした。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

◇ ライフラインが使用不能となった際に、最も対応に苦慮したこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✦ グループホームが 10 箇所あり、電話がつかないことで各ホームの状況把握に時間を要したこと
- ✦ 入居者の家族との連絡がとれなかったこと

◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果の（自由記載の主な内容）】

- ✦ 各関係機関と連絡がとれなかったため、非常時に備え携帯電話等連絡先を把握する
- ✦ 手廻し式の携帯電話の充電器を確保する
- ✦ 固定電話が使えなくなったため、連絡の取り合いに携帯電話を使用したため、電池の消耗が早く充電が頻回に必要だったため、充電器を多めに確保する
- ✦ 停電により電話が使用できなくなり、ご家族からの電話を受ける事ができなくなったため、緊急時に使用できる携帯を準備する
- ✦ 法人内の連携のために法人本部に緊急特別ダイヤルを設置する

【対応策】

- 緊急時に備え、通信できる可能性の高い方策を検討しておきましょう。
(携帯電話の充電器（停電時に使用できるもの）の確保など)

緊急時の電話種別毎の通信状況

使える可能性が低い

使える可能性が高い

IP 電話	固定電話・携帯電話	公衆電話	衛星電話
・モデム・ルータ に電源が必要	・輻輳を起こす ・通信制限される	・通信制限を受 けない	

2 非常用自家発電装置

【現状・課題】

非常用自家発電装置は、停電時において照明や暖房、各種施設内設備を稼働させることができる重要な設備ですが、全道調査結果から、社会福祉施設における自家発電装置の保有率は、27%程度であるという傾向がわかりました。

胆振調査結果では、この度の停電の際、45施設中14施設（31%）で自家発電装置等を活用し、照明は14施設（100.0%）、暖房は11施設（78.6%）で使用が可能となり、また、自家発電装置の設置の有無に関わらず、自家発電装置の必要性を認識した施設が多くありました。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【表3】自家発電装置等の保有状況【全道調査結果】（回答：2,168施設）

保有状況		施設数	割合
自家発電装置等を保有している（複数回答）		588	27.1%
（内訳）	UPS（大容量バッテリー等による無停電装置）を設置	(74)	(12.5%)
	自家発電装置を設置	(283)	(48.1%)
	可搬式発電機を保有（リースを含む）	(276)	(46.9%)
	停電時には可搬式発電機を確保できるよう借入契約を締結	(20)	(3.4%)
	隣接する系列施設や法人内部等から融通	(85)	(14.4%)
自家発電装置等を保有していない		1,580	72.9%

※（ ）内は、自家発電装置等を保有している588施設の内訳（複数回答）

【表4】停電時に自家発電装置を活用して稼働させた施設の設備について

【胆振調査結果】

（回答：14施設）

ライフライン等の種別	施設数	備 考
暖房	11	
照明	14	
水道	6	
調理設備	4	
保冷設備	9	
その他	9	エレベーター（1）、ナースコール（1）、給湯（3）、電話（3）、防犯システム（2）

◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✦ 暖房・飲料水・ナースコール・食料の確保が重要なため、発電機により、暖房用ボイラー、給水用ボイラーを作動させることを検討する
- ✦ 非常用発電装置があり、非常照明が点灯できたが、給水、暖房、照明、エレベーターなどを稼働させるために、自家発電装置の必要を強く感じた
- ✦ 非常用の自家発電により、ほとんど通常と変わらない生活ができた

【対応策】

- 自家発電装置の導入を検討する場合は、停電時に自家発電装置により稼働させる設備と必要な電力量、必要な燃料などを確認する必要があります。

停電時に自家発電装置により稼働させる設備と必要な電力量（例示）

停電時に稼働させる設備	必要電力量（ワット数）	必要な燃料（備蓄量）	自家発電装置未設置の場合の代替策

- 上記検討を踏まえて、自家発電装置の設置を検討する（借用などの方法を含めて検討）。設置しない場合は、設備毎に代替策を検討する。
- スプリンクラー等消防用設備の非常電源として設置している自家発電設備を一般用途に転用することは、非常時の消防用設備の稼働時間の基準を満たす限り可能ですが、事前に所管の消防署に確認する必要があります。

燃料備蓄に関する消防法令上の規制（参考）

- 自家発電装置の燃料備蓄については、消防法令により制限がありますので、保管数量や保管場所の規制について、所管の消防署に確認が必要です（下表を参照）。
- 燃料の備蓄が困難であれば、近隣で入手可能なところを確認する。

（参考） ガソリン等の危険物に関する消防法令上の規制について

油種名	指定数量（※1）	指定数量の5分の1以上、指定数量未満の規制（※2）	保管方法
ガソリン	200 ㍓	40 ㍓以上	• 専用の金属容器
軽油・灯油	1,000 ㍓	200 ㍓以上	• 専用の金属容器 （灯油は専用のポリ容器も可）

※1 指定数量以上の保管については、危険物貯蔵庫の設置義務、危険物取扱い管理者の監督義務に加え、所管消防署の立ち入り検査があります。

※2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の備蓄については、地元市町村（消防組合）の条例により、少量備蓄指定場所に関する申請手続きが必要となりますので、所管消防署に確認する必要があります。

なお、ガソリン 40 リットル未満、軽油・灯油 200 リットル未満の備蓄については、消防署への届出等の必要はありませんが、保管方法等には、十分な留意が必要です。

3 緊急時に備えた必要物品の備蓄

【現状・課題】

ライフラインが停止した場合でも利用者へのサービスやケアが継続できるように、水、食料品、医薬品、日用品等は必要不可欠です。

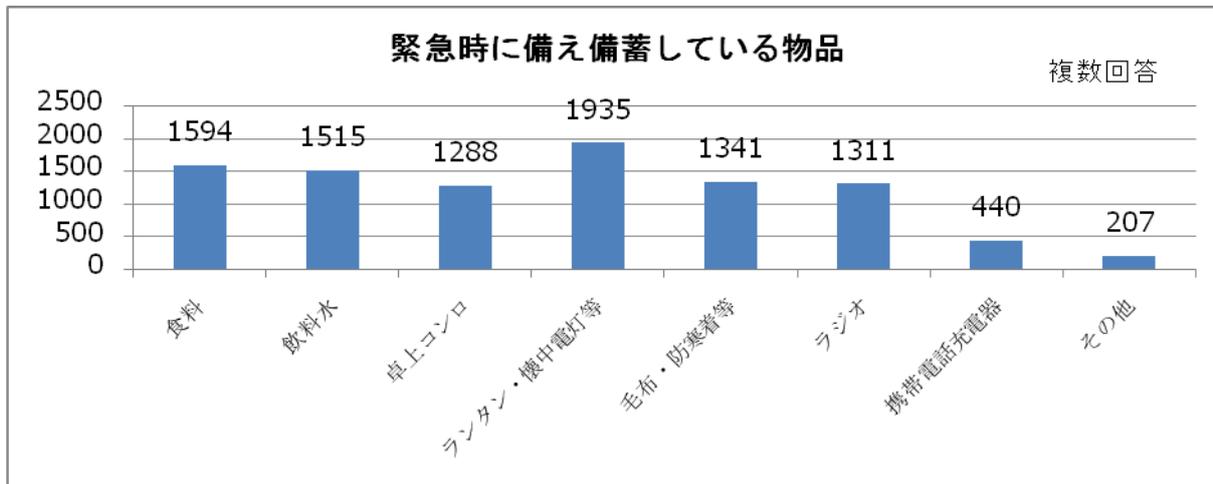
一般的に、ライフライン等が復旧するまでに必要とされている最低3日間は、自力で生活できるための備蓄品を用意することが求められますが、施設の種別・規模によって、必要な物品が異なることも考えられます。

全道調査結果では、道内の社会福祉施設等が緊急時に備えて備蓄している必要物品は、図4のとおりでした。また、胆振調査結果で、この度の停電時の対応を踏まえ、備蓄していた良かった、または、備蓄しておけば良かった物品は、図5のとおりで、ポータブルストーブやランタン等、暖房や照明に関する物が上位となっています。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

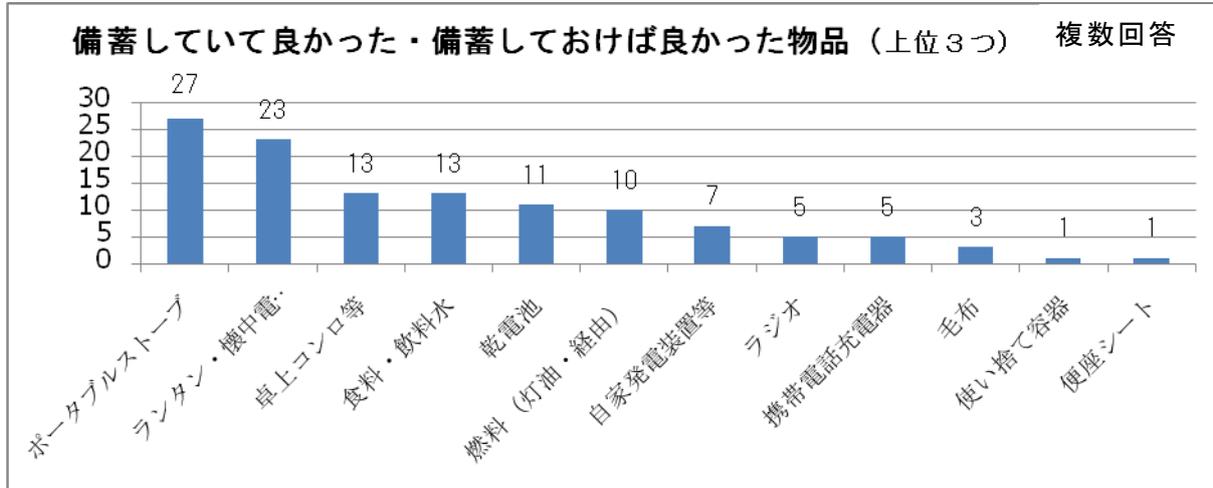
【図4】

【全道調査結果】



【図5】

【胆振調査結果】



停電時に備えた対応に関する調査結果から

◇ **改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】**

- ✚ 非常食を備蓄する
 - ✚ 長期に備え、非常食の在庫の見直しを行う
 - ✚ 緊急時に備えた物品が不足しているため、日頃から準備を行う
 - ✚ 備蓄する必要がある物品を見直し、必要な量を確保する
- ※上記以外については、1 ライフラインの停止に備えた対応の（1）照明及び暖房、（2）水道、（3）ガス、（4）電話の頁の記載事項を参照

【対応策】

- 必要な備蓄品のリストを作成しましょう。
- 備蓄品リストに沿い、3日間分を目安に必要な物品を確保しましょう。

備置品リスト（例示）

区分	品目	最終在庫確認日		確認者	直近の有効期限	有効期限対象数
		数量	保管場所			
食料	米					
	飲料水					
	シリアル類					
	缶詰					
医薬品	解熱剤					
	傷薬					
衛生品	紙おむつ					
	ガーゼ					
消耗品	電池					
	タオル					
	紙製容器					
その他	カセットコンロ					
	ボンベ					

【山口県「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」を参考】

4 緊急時に備えた食事の提供

【現状・課題】

入所・居住系の施設は、1日3回の食事を継続的に提供していることから、緊急時であっても、利用者の健康を維持するために必要な食事を提供する必要があります。そのためには、厨房の施設設備の状況を把握した上で、必要な食料や飲料水等を準備しておくことが求められます。

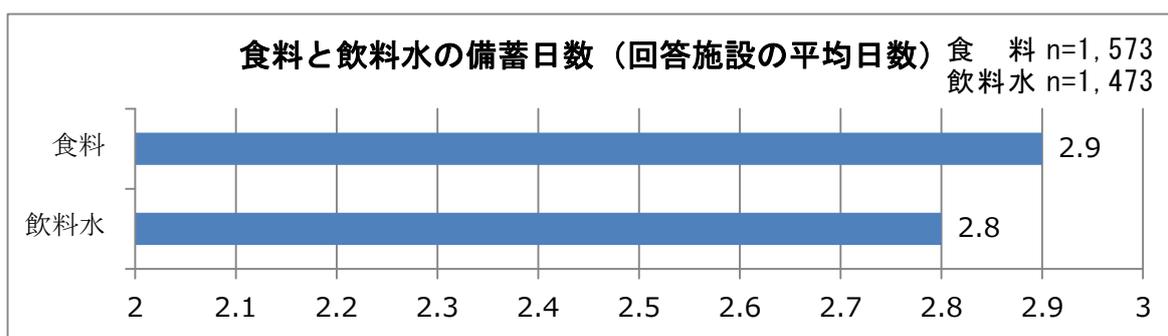
また、提供する食事は、各施設利用者の特性に見合ったものとするのが望まれ、例えば、1日目は電気、ガス、水道が使えないことを考慮した献立とし、2日目以降は、多少、火や水が使える献立を想定するなどの工夫や配慮が必要となります。

さらに、緊急時は、ライフラインの停止等により、水や電気、ガスが使用できないことにより、食器洗浄用の水や消毒用の熱源がなく、衛生状態が悪化しやすくなるのが懸念されます。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【図6】

【全道調査結果】



※「停電時の施設の食事状況について」は図3を、「食料・飲料水の備蓄状況」は図4を参照

◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】
(2) 水道、(3) ガスの頁の記載事項を参照

【対応策】

- 厨房が使用できない場合の給食の提供方法を決めておきましょう
- 備蓄食品は、3日分程度を目安に長期保存の可能な食品、飲料水は1人1日につき3リットル以上を目安に備え、定期的に保存期間を確認し、更新しましょう。
- 緊急時に提供する食品の組み合わせ（非常用献立）を作成しておきましょう。
- 紙皿や紙コップ、割りばし、使い捨てスプーン等を非常用献立から数量を積算して準備をしておきましょう。
- 施設の衛生管理に十分気をつけましょう。

福祉施設給食の特徴（例示）

社会福祉施設は、乳児から高齢者まで幅広いライフステージの方々が入所しています。そのため、緊急時に備えては、各施設の特徴に適した食品を確保する必要があります。

施設種別	備蓄用非常食品	食器、器具の確保・保持	特徴
児童施設	粉ミルク（アレルギー対応ミルク）、ミネラルウォーター、ベビーフードの缶詰、乳幼児用菓子類など	使い捨て哺乳瓶等調乳セット式、離乳食をすりつぶすための用具	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水に注意 ・情緒安定のためのおやつ
高齢者施設等	【咀嚼・嚥下障害がある場合】高蛋白・高カロリーの流動食の缶詰、スープ・お粥の缶詰又はレトルト食品、ベビーフードの缶詰など	摂取障害があっても使用できる使い捨ての食器や箸、スプーン等の自助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・柔らかい（消化のよい）食べ物 ・食欲低下による栄養不足に配慮 ・脱水に注意
その他の施設	ご飯（缶詰、レトルト食品、アルファ米）、魚や野菜の缶詰、フリーズドライ食品の野菜、インスタント味噌汁など	使い捨ての食器や箸、スプーン等	

※上記の他、疾病保有者には、病状を悪化させないように、病状に合わせた食事の提供が必要です。

【兵庫県「災害時食生活改善活動ガイドラインを参考」】

非常用献立の一例

【常食】

【嚥下困難食】

【流動食】

	食品名	分量		食品名	分量		食品名	分量
朝	白飯	260g	朝	白がゆ	280g	朝	濃厚流動食	2個
	梅干し	1個		梅干し	1個		麦茶	400cc
	魚水煮缶詰	80g		スープ	200g		麦茶	1杯
	麦茶	1杯		麦茶	1杯			
昼	山菜飯	210g	昼	白がゆ	280g	昼	濃厚流動食	2個
	肉味付け缶詰	80g		ブレンダー食	176g		緑茶	400cc
	緑茶	1杯		緑茶	1杯		緑茶	1杯
夜	白飯	260g	夜	鮭雑炊	250g	夜	濃厚流動食	2個
	魚味付け缶詰	80g		スープ	200g		緑茶	400cc
	ジュース	1杯		ジュース	1杯		緑茶	1杯

【社団法人日本栄養士会「非常災害時対応マニュアルを参考」】

非常食の種類（例示）

種別	食品名
主食	レトルト食品（ご飯、五目飯、かゆ）、乾パン、即席めん、ビスケット、シリアル類、アルファ米（ご飯、五目飯、山菜おこわ）、乾燥もち、米
主菜	魚、肉缶詰（味付け、水煮）、レトルト肉料理、シチュー類缶詰、
副菜	野菜類煮物缶詰、サラダ缶詰、フリーズドライ食品（いも類、大豆、野菜料理類、野菜、果物）、梅干、インスタント味噌汁
調味料	びん入り塩、調味料パック（みそ、塩、ソース、マヨネーズ）、こしょう、フリーズドライ食品（みそ、しょうゆ）
嗜好品	あめ、チョコレート、果物缶詰、スナック菓子
飲み物	ミネラルウォーター、スポーツ飲料、各種飲料、スープ缶、ロングライフ牛乳、濃厚流動食
その他	粉ミルク、ベビーフード等、乳幼児や高齢者の食べられるもの

備蓄食品の特徴（参考）

	食べ方	長所	短所
缶詰	<ul style="list-style-type: none"> 缶を開ければそのまま食べられる（米を使用しているものは、煮沸が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 長期間保存に耐える 種類が多い 簡単に食べられる 	<ul style="list-style-type: none"> 重量がある 缶切りが必要（イージーオープン蓋が便利）
レトルト食品	<ul style="list-style-type: none"> 開封すればそのまま食べられるものから、3～5分の加熱で食べられる 	<ul style="list-style-type: none"> 10～12ヶ月と比較的長期間保存できる 缶詰に比べ表面積が広いいため、短時間で加圧、加熱殺菌処理ができ、風味が変わらずおいしい 3～5分と短時間の加熱で食べられる 	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以上保存すると味が劣る 衝撃で、袋が破損する恐れがある
フリーズドライ食品	<ul style="list-style-type: none"> 水または湯を注ぐだけで、容易に食べられる 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単に食べることができる 1年程度の長期にわたって保存できる 重量が少ない 野菜やいも類等非常時に不足しやすい食料の補給に役立つ 	<ul style="list-style-type: none"> 生ものに比べて割高
アルファ米	<ul style="list-style-type: none"> 規定量の水または湯を注げば食べられる 	<ul style="list-style-type: none"> 重量が少ない 10年程度の長期にわたって保存できる 簡単に食べられる 	<ul style="list-style-type: none"> 味が少し劣る

【社団法人日本栄養士会「非常災害時対応マニュアルを参考」】

5 医療機器使用者に対する対応

【現状・課題】

医療機器等を使用している利用者がある施設等において、停電により医療機器が使用できなくなることは、利用者の生命や身体の安全確保に重大な影響を与えます。

そのため、次の点を踏まえ、停電になっても医療機器等を使用できる対策や、医療機器等が使用できない場合の代替策が必要になります。

- ◆ 自家発電装置を有する施設においては、装置の点検及び燃料の確保
- ◆ 自家発電装置から電力を供給する設備、医療機器等の確認
- ◆ ナースコールや患者モニター等が使用できない場合の看護師、介護職員等による見回りの強化
- ◆ 機能訓練、入浴等のスケジュールの変更
- ◆ 温度管理に注意を要する医薬品等の保管方法の確認

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【表5】医療機器等を使用している入所者のいる施設の停電時の対応（回答：3施設）
【胆振調査結果】（複数回答）

停電時の対応	該当施設数・該当入所者数		
		酸素濃縮器	痰吸引器
該当施設数	3	2	1
(内訳)	① 医療機器の内蔵バッテリーや外部バッテリー対応	1	
	② 酸素ポンベにより対応	2	
	③ 一時的に医療機関に転院で対応		1
	④ 医療機器メーカーとの連携	2	
	⑤ 電機を使用しない機器		1

◇ ライフラインが使用不能となった際に、最も対応に苦慮したこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ サクションが使用できなかったこと
- ✚ ナースコールが使用できなかったため、見回りに苦慮したこと
- ✚ ナースコールが使用できなかったため、鈴を使用し、巡回を多くして対応したこと

【対応策】

- 医療機器等を使用する利用者の安全確保等に支障が生じることがないように、その対応方法を事前に決めておきましょう。
- 利用者の健康状態や生活において支障を来すことがないように、医療機関等との十分な連携を確保しましょう。

III 緊急時の他施設への避難・地域との連携

【現状・課題】

この度の胆振管内の停電は、1～4日と比較的期間が短かったことから、他の施設等へ避難を行った施設は少ない結果になりましたが、緊急事態が長期化すると必要かつ良好な生活環境を確保し続けることが困難になり、利用者の健康状態の悪化などが懸念されます。

また、胆振調査結果では、停電時に入浴やショートステイなど近隣住民の受入を行った施設もあり、今後は、行政や自治会等との連携による対応の仕組みづくりが望まれます。

停電時に備えた対応に関する調査結果から

【表6】施設から他の場所への避難の検討状況及び避難した場合の避難先（検討を含む）
【胆振調査結果】（回答：45施設）

避難状況	施設数	避難先・避難の検討先	（複数回答）
① 避難を行った	6	同種・類似施設 他の施設 自宅へ帰宅 近隣の医療機関	3施設 1施設 2施設 1施設
② 避難を検討した	6	同種・類似施設 避難所・福祉避難所 母体の医療法人 市内のホテル	3施設 2施設 1施設 1施設
③ 避難を検討しなかった	33		

【表7】停電時の近隣住民（在宅要援護者を含む）の受入れ（地域開放）状況
【胆振調査結果】（回答：45施設）

近隣住民の受入状況	施設数	地域開放の内容
① 行った	6	・ 空き部屋での受け入れ 2施設 ・ ショートステイでの受け入れ 1施設 ・ 他施設入居者の入浴提供 1施設 ・ 地域開放を行ったが利用者なし 2施設
② 行っていない	39	

◇ 改めて施設の対応として必要だと感じたこと【胆振調査結果（自由記載の主な内容）】

- ✚ 地域との連携・協力関係をつくることを検討する
- ✚ 今後は地元自治会と連絡をとりながら、地域の高齢者等の避難受け入れ態勢を整えたい
- ✚ 長期化した場合の利用者の避難場所を確保する

【対応策】

- 自らの施設で生活維持が困難となる場合を想定し、避難先を検討しておきましょう。
- 長期の避難を想定し、同種・類似の施設間の避難協定の締結について検討しておきましょう。
- 日頃から、地域との連携・協力関係を構築することが重要なため、災害時の対応について、行政や自治会等と協議しておきましょう。

IV 停電時の対応チェックリスト（時系列の対応状況整理）

停電が発生した場合の施設の対応状況について、主なものを時系列で整理しました。これらの事項以外にも、状況によって実施すべき事項が多々発生する可能性がありますので、留意してください。

時間	実施項目	主な実施事項	チェック
停電直後 (初動対応)	施設内設備の安全確保	施設設備（エレベーター等）内の安全確認	
	自家発電機（停電時自動接続）	接続設備の稼働状況確認	
	利用者安否	利用者の安否確認（特に医療機器使用者に留意）	
停電直後 (初動対応に引き続いて実施)	情報収集	停電の復旧時期に関し、電気事業者へ照会するなど情報収集	
	職員体制の検討	停電の解消時期の見通し等を踏まえ、今後の人員体制を検討	
	職員の緊急招集	必要に応じて緊急連絡網により職員の緊急招集を実施	
	入所者への情報提供	停電解消時期の情報提供、不安解消	
停電後 (順次実施)	自家発電機（設備に手動接続）	自家発電装置稼働準備、稼働状況確認	
	防寒対策（冬期間）	暖房設備使用不能の場合、ポータブルストーブ等による対応	
	断水対策（飲料水）	備蓄飲料水の配布、給水車に備えた対応（ポリタンクの準備等）	
	断水対策（その他）	トイレ対策（浴槽等の溜め水を利用）	
	見回り対策	ナースコールが使用不能の場合は、代替措置や見回り体制の充実	
	入所者への情報提供	継続的な声かけ、不安解消	
当日対応	食事	食事の対応、手配	
	夜間の照明	夜間の照明の確保（ランタン、懐中電灯等の準備）	
	利用者家族対応	家族への連絡（状況説明等）	
	行政などへの連絡	行政等への連絡（安否の状況や必要な支援の要請）	
	必要物資の調達	復旧情報を踏まえ、2日目以降の必要物資の手配・調達	
2日目以降	職員の管理	職員のローテーション管理と健康管理	
	行政・所属団体との連携	行政・所属団体などとの情報共有・調整	

【参考資料】

- 福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン〔地震対策編〕（平成 21 年 5 月）全国社会福祉施設経営者協議会
- 福祉・医療施設防災マニュアル作成指針（平成 22 年 1 月）山口県健康福祉部
- 社会福祉施設における防災計画作成の手引き（平成 22 年 1 月）さいたま市保健福祉局福祉部
- 高齢者施設における防災対策マニュアル（平成 21 年 8 月）愛媛県保健福祉部保健福祉課
- 災害時食生活活動ガイドライン（平成 8 年）兵庫県
- 非常災害時対応マニュアル（平成 7 年 6 月）社団法人日本栄養士会
- ガソリン等の適正な取扱いについて（北海道総務部危機対策局危機対策課HP）
- 災害時・緊急時の簡単栄養確保の手引き（北海道保健福祉部健康安全局地域保健課HP）